

○大阪市港湾施設条例施行規則

平成21年 3月30日
規則第79号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市港湾施設条例(昭和39年大阪市条例第76号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び位置)

第2条 条例第2条第1項の港湾施設(以下「施設」という。)の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(代行臨港道路)

第3条 条例第3条第2項の市規則で定める臨港道路の部分は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪港咲洲トンネル	市長が別に定める。

(受付時間)

第4条 条例第3条第5項の駐車場の入庫及び出庫の受付時間は、午前7時から午後11時までとする。ただし、時宜により変更することがある。

(使用等の許可申請)

第5条 条例第4条第1項又は条例第5条第2項の規定により施設の使用の許可を受けようとする者は、第1号様式による使用許可申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、船舶給水施設については、口頭又は信号により使用の許可を申請することができる。

2 条例第4条第2項の規定により施設の占用の許可(許可を受けた事項の変更の許可を含む。)を受けようとする者は、第3号様式による占有許可申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(利用手続)

第6条 駐車場を利用する者は、入庫の際第4号様式による駐車整理券の交付を受けなければならない。ただし、条例第18条第3項の規定により駐車場の使用料の免除を受けるときは、この限りでない。

(工作物等の設置申請)

第7条 条例第8条の規定により工作物その他の設備の設置、廃止又は変更の許可を受けようとする者は、第5号様式による設置等許可申請書を市長に提出しなければならない。

(負荷重量)

第8条 条例第10条第1項第5号の市規則で定める負荷重量は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、堤防から20メートル以内の荷さばき地に係る市規則で定める負荷重量は、市長が別に定める。

(行為の禁止)

第9条 条例第10条第1項第8号に規定する施設の管理上著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 野鳥園臨港緑地において動物の放置その他の野鳥に危害を及ぼすおそれのある行為をすること

(2) 大和川北防波堤及び南港魚釣り園護岸において投げづり又はまきえをすること

(行為の制限に係る申請等)

第10条 条例第11条第1項の許可を受けようとする者(同条第3項に規定する者を除く。)は、第6号様式による行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第3項の規定により同条第1項の許可を受けようとする者は、第7号様式による行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 条例第11条第4項の市規則で定める場合は、同条第3項第2号に規定する車両のうち別表第3に定める最高限度を超えない海上コンテナ用のセミトレーラ連結車を市長が定める運行経路において通行させる場合とする。

(重量物用橋型起重機の運転者の登録等)

第11条 条例第12条第1項の市規則で定める軽易な変更は、次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

(1) 運転者の氏名

(2) 運転者の所属する事業者の名称、所在地及び代表者名

2 条例第12条第2項の市規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第3条第1号及び第2号に規定する港湾運送事業の許可を受けている事業者に所属していること

(2) 本市所管の荷役機械を運転しようとする者を対象とする本市主催の講習会を受講し、適正に修了していること

3 条例第12条第4項第4号の市規則で定める期間は、5年とする。

(施設を使用する者が守るべき事項)

第12条 条例第14条の施設を使用する者が守るべき事項は、別表第4のとおりとする。

(使用料等の算定方法)

第13条 条例別表第1備考1の荷さばき地、上屋、船客上屋、青果物上屋、荷さばき施設附設事務所及び旅客乗降用渡橋に係る市規則で定める等級は、別表第5のとおりとし、条例別表第3備考の荷さばき地に係る市規則で定める等級は、別表第6のとおりとする。

2 条例第17条第5項の使用料(同条第1項から第3項までに規定する使用料をいう。以下同じ。)の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 専用使用に係る使用料は、専用使用の期間が1月未満の場合において、15日以内であるときは1月分の2分の1、15日を超えるときは1月分として算定する。

(2) 使用料の額を船舶の総トン数を基準にして定めている場合において、総トン数の表示がない船舶に係る当該使用料の算定については、次に定めるところによる。

ア 積トン数の表示のある船舶にあつては、当該積トン数に0.6を乗じて得た数を当該船舶の総トン数とみなす。

イ 積トン数の表示のない船舶にあつては、メートルを単位として当該船舶の長さ、幅及び深さを乗じて得た数に0.353を乗じて得た数を当該船舶の総トン数とみなす。

3 条例第17条第5項の占用料(同条第4項に規定する占用料をいう。以下同じ。)の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 占用料の額が年額で定められている場合において、占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。

(2) 占用料の額が月額で定められている場合において、占用期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。

4 使用料及び占用料の額の算定に当たり、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。(使用時間)

第14条 岸壁、係船浮標、ドルフィン及び有料浮棧橋(浮棧橋のうち有料であるものをいう。以下同じ。)の使用許可時間は、使用許可時間内であっても係留位置を離れたときは、その時刻をもって終了したものとみなす。ただし、一時係留位置を離れる者でその旨市長に届け出たものについては、この限りでない。

2 重量物用橋型起重機の使用料の算定の基礎となるべき使用時間は、作業を開始した時刻から作業を終了した時刻までとする。ただし、次に掲げる時間は、算入しない。

(1) 使用者の責めに帰すことができない事由により作業を中断した場合における当該中断した時間

(2) 通常必要と認められる休憩のため作業を30分以上中断した場合における当該中断した時間

3 駐車場の使用料を算定するための駐車時間は、駐車場を利用する者に駐車整理券を交付した時刻から出庫の時刻までの時間とする。

(給水量の算定方法)

第15条 船舶給水施設の使用料の算定の基礎となるべき給水量は、市の量水器により計算する。ただし、市長が必要と認めるときは、水量を認定することができる。

2 船舶給水施設の使用の許可を受けた者が、その責めに帰すべき事由により、給水を受けなかった場合の使用料は、基本額相当額とする。

(使用料等の徴収方法)

第16条 条例第17条第5項の使用料(駐車場の利用に係るものを除く。)及び占用料の徴収方法は、市長が指定する日までに納入通知書に基づき払込みを行う方法とする。

2 条例第17条第5項の使用料(駐車場の利用に係るものに限る。)の徴収方法は、出庫の際に徴収する方法とする。

(使用料等の減免)

第17条 条例第18条第2項の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第18条第2項第1号に掲げる物件 条例第17条の規定により算定した占用料の額の4分の3に相当する額

(2) 条例第18条第2項第2号に掲げる物件 条例第17条の規定により算定した占用料の額の2分の1に相当する額

2 条例第18条第3項の規定により使用料及び占用料の減額又は免除を受けようとする者は、理由を記載した申請書により市長に申請しなければならない。

(指定申請の公告事項)

第18条 条例第21条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第2項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の申請(以下「指定申請」という。)を受け付ける期間(以下「受付期間」という。)

- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第23条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨
（指定申請の方法）

第19条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書
- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）とする。
- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第23条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの条例第3条第2項に規定する代行施設（以下「代行施設」という。）の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 代行施設の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
（資料の提出の要求等）

第20条 市長は、条例第24条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第21条 代行施設に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること
- (3) 代行施設の管理の業務の実施状況
- (4) 代行施設の利用者数その他の利用状況
- (5) 代行施設の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（原状回復の義務）

第22条 条例第4条第1項若しくは条例第5条第2項の規定により使用の許可を受けた者又は条例第4条第2項の規定により占用の許可を受けた者が施設の使用等を完了したときは、自己の負担で直ちにこれを原状に復さなければならない。

（損害賠償等）

第23条 施設又は附属設備を損傷し、又は亡失した者は、市長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（施行の細目）

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、大阪港湾局長が定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市港湾施設条例施行規則第7号様式による回数券及び第8号様式による通行料免除車両指定証は、この規則による改正後の大阪市港湾施設条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則（平成21年9月30日規則第136号）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に通用しているこの規則による改正前的大阪市港湾施設条例施行規則第12条第1項及び別表第5の規定により発行された普通車の通行に係る回数券は、平成21年10月15日までの間は、その残余回数分に限り、市長が別に定めるところにより、なおこれを使用することができる。
附 則（平成22年3月29日規則第44号）
この規則は、平成22年3月31日から施行する。
附 則（平成22年3月29日規則第45号）
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前的大阪市港湾施設条例施行規則第8号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市港湾施設条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。
附 則（平成22年4月23日規則第87号）
この規則は、平成22年5月1日から施行する。
附 則（平成22年11月5日規則第127号）
- 1 この規則は、平成22年12月17日から施行する。ただし、別表第1中船客上屋の項及び荷さばき施設附設事務所の項の改正規定は、同年11月8日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に存するこの規則による改正前的大阪市港湾施設条例施行規則第1号様式オによる用紙は、この規則による改正後の大阪市港湾施設条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。
附 則（平成23年3月25日規則第25号）
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前的大阪市港湾施設条例施行規則第1号様式イ及び第3号様式アによる用紙は、この規則による改正後の大阪市港湾施設条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。
附 則（平成23年11月18日規則第124号）
この規則は、平成23年12月4日から施行する。
附 則（平成24年3月30日規則第91号）
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前的大阪市港湾施設条例施行規則第6号様式及び第7号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市港湾施設条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。
附 則（平成24年7月27日規則第135号）
この規則は、平成24年8月1日から施行する。
附 則（平成24年12月27日規則第255号）
この規則は、平成24年12月28日から施行する。
附 則（平成25年2月15日規則第7号）
この規則は、平成25年2月18日から施行する。
附 則（平成25年3月29日規則第132号）
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前的大阪市港湾施設条例施行規則第1号様式イ及びカによる用紙は、この規則による改正後の大阪市港湾施設条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。
附 則（平成26年3月31日規則第127号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則（平成26年5月30日規則第140号）
この規則は、平成26年6月1日から施行する。
附 則（平成26年9月30日規則第199号）
この規則は、平成26年10月1日から施行する。
附 則（平成27年3月27日規則第104号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成27年10月9日規則第208号）
この規則は、平成27年10月15日から施行する。
附 則（平成28年11月4日規則第158号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成28年11月30日規則第169号）
この規則は、平成28年12月1日から施行する。
附 則（平成29年6月30日規則第120号）
この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第40号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月5日規則第69号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第57号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日規則第127号）
この規則は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施設の種類	名称	位置
岸壁	常吉岸壁	大阪市此花区常吉2丁目
	北港岸壁	大阪市此花区北港2丁目
	桜島岸壁	大阪市此花区桜島2丁目
	梅町岸壁	大阪市此花区梅町1丁目
	梅町西岸壁	大阪市此花区梅町2丁目
	北港白津岸壁	大阪市此花区北港白津1丁目地先
	安治川突堤南岸壁	大阪市港区弁天6丁目地先
	安治川突堤西岸壁	同上
	安治川突堤北岸壁	同上
	大阪港サイロ岸壁	大阪市港区石田2丁目地先
	安治川第1号岸壁	大阪市港区港晴5丁目地先
	安治川第2号岸壁	大阪市港区石田1丁目及び2丁目地先
	安治川第3号岸壁	大阪市港区石田2丁目地先
	天保山東岸壁	大阪市港区築港3丁目地先
	天保山岸壁	大阪市港区築港3丁目地先及び海岸通1丁目地先
	天保山西岸壁	大阪市港区海岸通1丁目
	中央突堤北岸壁	大阪市港区海岸通1丁目地先
	第1号岸壁	大阪市港区海岸通2丁目地先
	第2号岸壁	大阪市港区海岸通3丁目地先
	第3号岸壁	同上
	第5号岸壁	同上
	第6号岸壁	大阪市港区海岸通4丁目地先
	第7号岸壁	同上
	第8号岸壁	同上
	第10号岸壁	大阪市大正区北恩加島1丁目及び2丁目地先
	第11号岸壁	大阪市大正区北恩加島2丁目地先及び北村3丁目地先
	西島栈橋	大阪市此花区西島5丁目地先
	天保山運河第1号はしけ栈橋	大阪市港区八幡屋3丁目地先
	天保山運河第2号はしけ栈橋	大阪市港区築港3丁目地先
	天保山運河第3号はしけ栈橋	大阪市港区港晴5丁目地先
	天保山運河第4号はしけ栈橋	同上
	大正第1突堤西岸壁	大阪市大正区小林西1丁目地先
	大正第1突堤南岸壁	同上
	大正第1突堤北岸壁	同上
	鶴浜岸壁	大阪市大正区鶴町2丁目地先
	鶴浜南岸壁	大阪市大正区鶴町2丁目
	大正内港はしけ栈橋	大阪市大正区千島3丁目地先
	尻無川栈橋	大阪市大正区北恩加島1丁目地先
	A岸壁	大阪市住之江区南港南3丁目
	B岸壁	同上
	D岸壁	同上
	E岸壁	大阪市住之江区南港南2丁目
	F7岸壁	大阪市住之江区南港南5丁目

	F8岸壁 G岸壁 I岸壁 J岸壁 K岸壁 R岸壁 南港C6岸壁 南港C7岸壁 南港1・2区西南岸壁 オズ岸壁 国際フェリー岸壁	同上 大阪市住之江区南港東4丁目 大阪市住之江区南港東5丁目及び南港中7丁目 大阪市住之江区南港南6丁目 大阪市住之江区南港南5丁目及び7丁目 大阪市住之江区南港北3丁目 大阪市住之江区南港中7丁目及び7丁目地先 同上 大阪市住之江区南港南2丁目地先 大阪市住之江区南港北2丁目及び南港中8丁目 大阪市住之江区南港北1丁目
係船浮標	第22番浮標	阪神港大阪区第3区
ドルフィン	ドルフィン第12号 ドルフィン第13号	大阪市大正区鶴町4丁目地先 阪神港大阪区第3区
コンテナ搬送 用台車置場	夢洲コンテナ搬送用台車置 場 夢洲第2コンテナ搬送用台 車置場	大阪市此花区夢洲東1丁目 大阪市此花区夢洲中1丁目
荷役機械	30.5トン重量物用橋型起重 機中ふ頭第1号 30.5トン重量物用橋型起重 機中ふ頭第2号	大阪市住之江区南港中7丁目地先 同上
荷さばき地	中央ふ頭地区荷さばき地 第1・2・3突堤地区荷さばき 地 安治川内港地区荷さばき地 安治川左岸地区荷さばき地 天保山運河地区荷さばき地 尻無川右岸地区荷さばき地 桜島地区荷さばき地 梅町地区荷さばき地 常吉地区荷さばき地 北港地区荷さばき地 北港白津地区荷さばき地 大正内港突堤地区荷さばき 地 大正第1突堤地区荷さばき 地 大正第2突堤地区荷さばき 地 鶴町地区荷さばき地 平林南地区荷さばき地 南港A地区荷さばき地 南港B地区荷さばき地 南港D地区荷さばき地 南港E地区荷さばき地 南港F地区荷さばき地 南港G地区荷さばき地 南港I地区荷さばき地 南港J地区荷さばき地 南港K地区荷さばき地 南港L地区基部荷さばき地 南港中ふ頭南地区荷さばき 地 南港C1地区西荷さばき地 南港C8地区南荷さばき地	大阪市港区海岸通1丁目及び2丁目 大阪市港区海岸通3丁目及び4丁目 大阪市港区弁天5丁目及び6丁目並びに石田1丁目、2丁 目及び3丁目並びに港晴2丁目及び5丁目 大阪市港区波除6丁目及び弁天6丁目 大阪市港区港晴2丁目、福崎2丁目及び海岸通4丁目 大阪市港区南市岡1丁目、2丁目及び3丁目並びに市岡3 丁目及び4丁目 大阪市此花区桜島3丁目 大阪市此花区梅町1丁目及び2丁目 大阪市此花区常吉2丁目 大阪市此花区北港2丁目 大阪市此花区北港白津1丁目 大阪市大正区北恩加島1丁目、2丁目及び北村3丁目 大阪市大正区小林西1丁目 大阪市大正区小林西2丁目及び南恩加島5丁目 大阪市大正区鶴町4丁目 大阪市住之江区平林南1丁目 大阪市住之江区南港南3丁目 同上 同上 大阪市住之江区南港南2丁目 大阪市住之江区南港南2丁目及び5丁目 大阪市住之江区南港東4丁目 大阪市住之江区南港東5丁目及び6丁目 大阪市住之江区南港南6丁目 大阪市住之江区南港南7丁目 大阪市住之江区南港中8丁目 大阪市住之江区南港中7丁目 大阪市住之江区南港東5丁目 大阪市住之江区南港東9丁目

	南港C9地区南荷さばき地	同上
	南港Q地区荷さばき地	大阪市住之江区南港中6丁目
	南港R地区荷さばき地	大阪市住之江区南港北2丁目及び3丁目
	南港 KF 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港北1丁目
上屋	安治川突堤1号上屋	大阪市港区弁天6丁目7番27号
	安治川突堤2号上屋	同上
	安治川突堤3号上屋	同上
	安治川突堤4号上屋	大阪市港区弁天6丁目7番17号
	安治川1号上屋	大阪市港区港晴5丁目2番1号
	安治川3号上屋	大阪市港区石田2丁目1番2号
	安治川4号上屋	大阪市港区石田1丁目5番41号
	安治川5号上屋	大阪市港区弁天5丁目18番1号
	安治川6号上屋	同上
	安治川7号上屋	同上
	安治川8号上屋	大阪市港区石田2丁目3番2号
	安治川9号上屋	大阪市港区石田2丁目2番40号
	安治川10号上屋	大阪市港区石田1丁目4番1号
	安治川12号上屋	大阪市港区石田3丁目3番1号
	中央1号上屋	大阪市港区海岸通2丁目4番1号
	中央2号上屋	大阪市港区海岸通2丁目3番2号
	中央3号上屋	大阪市港区海岸通2丁目2番1号
	中央7号上屋	大阪市港区海岸通1丁目2番46号
	浮島1号上屋	大阪市港区港晴2丁目14番29号
	AB号上屋	大阪市港区海岸通3丁目9番31号
	CD号上屋	大阪市港区海岸通3丁目10番34号
	L号上屋	大阪市港区海岸通3丁目8番27号
	M号上屋	大阪市港区海岸通3丁目5番28号
	N号上屋	大阪市港区海岸通3丁目5番36号
	O号上屋	大阪市港区海岸通3丁目5番44号
	QR号上屋	大阪市港区海岸通4丁目5番5号
	ST号上屋	同上
	UV号上屋	同上
	WX号上屋	同上
	Y号上屋	大阪市港区海岸通4丁目5番32号
	Z号上屋	同上
	桜島1号上屋	大阪市此花区桜島3丁目10番
	桜島2号上屋	同上
	梅町1号上屋	大阪市此花区梅町2丁目4番
	梅町2号上屋	同上
	北港白津1号上屋	大阪市此花区北港白津1丁目
	北港白津2号上屋	同上
	大正1号上屋	大阪市大正区小林西1丁目19番
	大正2号上屋	大阪市大正区小林西1丁目26番
	大正3号上屋	大阪市大正区小林西1丁目27番
	大正4号上屋	大阪市大正区小林西1丁目33番
	大正5号上屋	大阪市大正区小林西1丁目32番
	大正6号上屋	大阪市大正区小林西1丁目30番
	大正7号上屋	大阪市大正区小林西1丁目29番
	大正8号上屋	大阪市大正区小林西1丁目23番
	大正9号上屋	大阪市大正区小林西1丁目22番
	大正鋼材上屋	大阪市大正区北恩加島2丁目4番
	A—1号上屋	大阪市住之江区南港南3丁目13番
	A—4号上屋	大阪市住之江区南港南3丁目11番
	A—5号上屋	大阪市住之江区南港南3丁目10番
	B—1号上屋	大阪市住之江区南港南3丁目9番
	B—2号上屋	大阪市住之江区南港南3丁目8番
	B—3号上屋	大阪市住之江区南港南3丁目7番
	B—4号上屋	大阪市住之江区南港南3丁目6番

	D—1号上屋 D—2号上屋 D—3号上屋 D—4号上屋 D—5号上屋 E—1号上屋 E—2号上屋 G—1号上屋 G—3号上屋 G—5号上屋 I—1号上屋 I—2号上屋 I—3号上屋 I—4号上屋 I—6号上屋 I—7号上屋 I—10号上屋 K—1号上屋 Q—1号上屋 Q—2号上屋 Q—3号上屋 Q—4号上屋 KF—1号上屋	大阪市住之江区南港南3丁目5番 大阪市住之江区南港南3丁目4番 大阪市住之江区南港南3丁目3番 大阪市住之江区南港南3丁目2番 大阪市住之江区南港南3丁目1番 大阪市住之江区南港南2丁目11番 大阪市住之江区南港南2丁目10番 大阪市住之江区南港東4丁目4番 大阪市住之江区南港東4丁目3番 大阪市住之江区南港東4丁目2番 大阪市住之江区南港東5丁目5番 同上 大阪市住之江区南港東5丁目4番 同上 大阪市住之江区南港東5丁目3番 同上 大阪市住之江区南港東6丁目5番 大阪市住之江区南港南7丁目1番 大阪市住之江区南港中6丁目7番 同上 同上 大阪市住之江区南港中6丁目3番44号 大阪市住之江区南港北1丁目
船客上屋	天保山船客上屋 咲洲国際船客上屋	大阪市港区築港3丁目11番8号 大阪市住之江区南港北1丁目
青果物上屋	安治川2号上屋 安治川11号上屋	大阪市港区港晴5丁目1番1号 大阪市港区港晴5丁目2番1号
コンテナ用電源設備	南港KF地区コンテナ用電源設備	大阪市住之江区南港北1丁目
荷さばき施設 附設事務所	南港A地区荷さばき地1号附設事務所 南港D地区荷さばき地3号附設事務所 南港J地区荷さばき地1号附設事務所 南港J地区荷さばき地3号附設事務所 南港R地区荷さばき地1号附設事務所 南港R地区荷さばき地2号第2附設事務所 南港R地区荷さばき地2号第3附設事務所 南港R地区荷さばき地3号第3附設事務所 南港R地区荷さばき地3号第4附設事務所 南港中ふ頭南地区荷さばき地附設事務所 南港中ふ頭南地区荷さばき地第2附設事務所 中央ふ頭地区荷さばき地附設事務所 大正内港突堤地区荷さばき地1号附設事務所 大正内港突堤地区荷さばき地2号附設事務所 中央7号上屋附設事務所	大阪市住之江区南港南3丁目13番 大阪市住之江区南港南3丁目2番 大阪市住之江区南港南6丁目8番 大阪市住之江区南港南6丁目3番 大阪市住之江区南港北3丁目4番 大阪市住之江区南港北3丁目1番 同上 同上 同上 同上 大阪市住之江区南港中7丁目 同上 大阪市港区海岸通2丁目3番2号 大阪市大正区北恩加島2丁目5番 同上 大阪市港区海岸通1丁目2番46号

	L号上屋附設事務所 安治川8号上屋附設事務所 安治川11号上屋附設事務所 安治川突堤4号上屋附設事務所 桜島2号上屋附設事務所 北港白津1号上屋附設事務所 北港白津2号上屋附設事務所 北港白津地区荷さばき地3号附設事務所 大正8号上屋附設事務所 A—1号上屋附設事務所 A—4号上屋附設事務所 A—5号上屋附設事務所 B—1号上屋附設事務所 B—2号上屋附設事務所 B—3号上屋附設事務所 B—4号上屋附設事務所 D—2号上屋附設事務所 D—5号上屋附設事務所 E—1号上屋附設事務所 G—1号上屋附設事務所 G—3号上屋附設事務所 G—5号上屋附設事務所 I—1号上屋附設事務所 I—2号上屋附設事務所 I—4号上屋附設事務所 I—7号上屋附設事務所 I—10号上屋附設事務所 K—1号上屋附設事務所 Q—1号上屋附設事務所 Q—2号上屋附設事務所 Q—3号上屋附設事務所 Q—4号上屋附設事務所 KF—1号上屋附設事務所	大阪市港区海岸通3丁目8番27号 大阪市港区石田2丁目3番2号 大阪市港区港晴5丁目2番1号 大阪市港区弁天6丁目7番27号 大阪市此花区桜島3丁目10番 大阪市此花区北港白津1丁目 同上 同上 大阪市大正区小林西1丁目23番 大阪市住之江区南港南3丁目13番 大阪市住之江区南港南3丁目11番 大阪市住之江区南港南3丁目10番 大阪市住之江区南港南3丁目9番 大阪市住之江区南港南3丁目8番 大阪市住之江区南港南3丁目7番 大阪市住之江区南港南3丁目6番 大阪市住之江区南港南3丁目4番 大阪市住之江区南港南3丁目1番 大阪市住之江区南港南2丁目11番 大阪市住之江区南港東4丁目4番 大阪市住之江区南港東4丁目3番 大阪市住之江区南港東4丁目2番 大阪市住之江区南港東5丁目5番 同上 大阪市住之江区南港東5丁目4番 大阪市住之江区南港東5丁目3番 大阪市住之江区南港東6丁目5番 大阪市住之江区南港南7丁目1番 大阪市住之江区南港中6丁目7番 同上 同上 大阪市住之江区南港中6丁目3番44号 大阪市住之江区南港北1丁目
旅客乗降用渡橋	天保山旅客乗降用渡橋 咲洲旅客乗降用渡橋第1号	大阪市港区築港3丁目地先 大阪市住之江区南港北1丁目
木材整理場	木材整理場	大阪市住之江区平林北1丁目及び2丁目地先
貯炭場	第1貯炭場	大阪市此花区北港2丁目2番
船舶給水施設	直接給水 運搬給水	大阪市港区海岸通1丁目ほか 定係場 大阪市大正区鶴町2丁目地先ほか
駐車場	中央突堤臨港緑地駐車場	大阪市港区海岸通1丁目
臨港道路及び橋梁	臨港道路 南港大橋（東橋） 南港大橋（西橋） かもめ大橋 平林大橋 柴谷橋 正平橋 此花大橋 新木津川大橋 常吉大橋 夢舞大橋	市長が別に定める。 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上
運河	天保山運河	大阪市港区築港3丁目地先安治川から大阪市港区福崎3丁目地先無川に至る間

	福町堀	大阪市大正区鶴町5丁目1番地先から大阪市大正区鶴町5丁目6番地先千歳堀に至る間
航路	航路	市長が別に定める。
泊地及び船だまり	泊地及び船だまり	同上
浮棧橋（有料浮棧橋を除く。）	浮棧橋	大阪市港区海岸通2丁目地先 大阪市港区八幡屋3丁目地先
有料浮棧橋	桜島浮棧橋	大阪市此花区桜島1丁目地先
物揚場	梅町物揚場 梅町北物揚場 安治川内港物揚場 安治川左岸物揚場 天保山運河物揚場 北海岸通物揚場 中央突堤北岸基部物揚場 中央突堤南岸基部物揚場 中央突堤先端物揚場 南海岸通物揚場 第1突堤基部物揚場 第3突堤基部物揚場 第3突堤先端物揚場 第3突堤南物揚場 第3突堤基部物揚場 尻無川右岸上流物揚場 大正内港突堤北岸物揚場 大正内港突堤先端物揚場 大正第1突堤基部物揚場 大正第2突堤物揚場 大正第2突堤西物揚場 大正第2突堤南物揚場 尻無川南物揚場 福町物揚場 福町堀物揚場 平林南物揚場 南港1・2区東物揚場 南港1・2区西物揚場 南港1・2区西南物揚場 南港フェリー基部物揚場 化学品ふ頭物揚場	大阪市此花区梅町1丁目 大阪市此花区梅町2丁目 大阪市港区石田1丁目及び3丁目並びに港晴5丁目 大阪市港区弁天6丁目及び波除6丁目 大阪市港区港晴2丁目、八幡屋3丁目及び4丁目、福崎2丁目、海岸通3丁目及び4丁目並びに築港1丁目 大阪市港区海岸通1丁目 同上 同上 同上 同上 大阪市港区海岸通3丁目 同上 大阪市港区海岸通4丁目 同上 同上 大阪市港区南市岡1丁目、2丁目及び3丁目並びに市岡3丁目及び4丁目 大阪市大正区北恩加島1丁目 大阪市大正区北恩加島2丁目 大阪市大正区小林西2丁目 大阪市大正区南恩加島5丁目 同上 同上 大阪市大正区鶴町4丁目 大阪市大正区鶴町5丁目 大阪市大正区福町堀両岸 大阪市住之江区平林南1丁目 大阪市住之江区南港東5丁目 大阪市住之江区南港東4丁目及び5丁目 大阪市住之江区南港南2丁目 同上 大阪市住之江区南港北3丁目
コンテナ車整理場	コンテナ車整理場	大阪市此花区夢洲東1丁目 大阪市住之江区南港東6丁目 大阪市住之江区南港東9丁目 大阪市住之江区南港北1丁目
臨港緑地	此花西部臨港緑地 桜島臨港緑地 常吉臨港緑地 常吉西臨港緑地 中央突堤臨港緑地 第1・2突堤北臨港緑地 第1・2突堤中臨港緑地 第1・2突堤南臨港緑地 弁天ふ頭臨港緑地 大正内港臨港緑地 南港緑道	大阪市此花区桜島1丁目及び北港1丁目 大阪市此花区桜島3丁目 大阪市此花区常吉2丁目 同上 大阪市港区海岸通1丁目及び2丁目 大阪市港区海岸通3丁目 同上 同上 大阪市港区弁天6丁目 大阪市大正区小林西1丁目及び千島3丁目 大阪市住之江区南港北1丁目及び2丁目、南港中2丁目、3丁目及び5丁目並びに南港東4丁目及び5丁目

	野島園臨港緑地 野島園前臨港緑地 南港大橋北西詰臨港緑地 管理センター前プラザ臨港 緑地 川のある緑道 プラザ池臨港緑地 ポートタウン北緑道 南港口臨港緑地 南港東臨港緑地 港大橋臨港緑地 南港南臨港緑地 フェリーターミナル臨港緑 地 フェリー前臨港緑地 かもめ臨港緑地	大阪市住之江区南港北3丁目 同上 大阪市住之江区南港中1丁目 大阪市住之江区南港中2丁目 大阪市住之江区南港中2丁目、4丁目及び5丁目 大阪市住之江区南港中3丁目 大阪市住之江区南港中4丁目及び5丁目 大阪市住之江区南港東1丁目 同上 大阪市住之江区南港東9丁目 大阪市住之江区南港南2丁目 同上 同上 大阪市住之江区南港南3丁目
港湾労働者休 憩所	第3突堤北港湾労働者休憩 所 安治川1号港湾労働者休憩 所 安治川2号港湾労働者休憩 所 南港重量物ふ頭港湾労働者 休憩所 北港白津ふ頭港湾労働者休 憩所	大阪市港区海岸通4丁目5番5号 大阪市港区石田3丁目3番38号 大阪市港区石田1丁目5番41号 大阪市住之江区南港北3丁目3番3号 大阪市此花区北港白津1丁目
クルーズ客船 関係車両整理 場	クルーズ客船関係車両整理 場	大阪市港区築港3丁目
防波堤	南港北防波堤 南港南防波堤 大和川北防波堤 南港沖防波堤 大和川南防波堤 常吉防波堤 北港南防波堤	大阪市住之江区南港北3丁目地先 大阪市住之江区南港南7丁目地先 大阪市住之江区南港南6丁目地先 大阪市住之江区南港南4丁目地先 阪神港堺泉北区第7区 大阪市此花区常吉2丁目地先 大阪市此花区夢洲東1丁目地先
波除堤	北海岸通船だまり波除堤 南海岸通船だまり波除堤 鶴浜通船だまり北波除堤 木材整理場波除堤 南港内港船だまり波除堤	阪神港大阪区第2区 阪神港大阪区第3区 同上 大阪市住之江区南港東4丁目及び平林北1丁目地先 大阪市住之江区南港南2丁目地先
護岸	常吉護岸 常吉町南護岸 舞洲地区護岸 夢洲地区K護岸 夢洲地区J護岸 南港北地区護岸 南港北ふ頭西護岸 南港西護岸 南港中1丁目護岸 南港南ふ頭北護岸 南港南ふ頭東護岸 南港南ふ頭南護岸 南港南ふ頭西護岸 南港魚つり園護岸 南港東護岸 南港南護岸	大阪市此花区常吉2丁目地先 同上 大阪市此花区北港緑地1丁目及び2丁目並びに北港白 津1丁目及び2丁目地先 大阪市此花区夢洲東1丁目地先 同上 大阪市住之江区南港北1丁目及び2丁目地先 大阪市住之江区南港北3丁目地先 大阪市住之江区南港中1丁目及び7丁目地先 大阪市住之江区南港中1丁目地先 大阪市住之江区南港南7丁目地先 大阪市住之江区南港南4丁目及び5丁目地先 大阪市住之江区南港南4丁目地先 大阪市住之江区南港南7丁目地先 大阪市住之江区南港南6丁目地先 大阪市住之江区南港東1丁目、3丁目及び4丁目地先 大阪市住之江区南港南1丁目地先

	平林護岸 鶴浜地区北側護岸 鶴浜地区南側護岸 鶴浜地区西側護岸	大阪市住之江区南港東1丁目地先 大阪市大正区鶴町3丁目及び4丁目地先 大阪市大正区鶴町2丁目地先 大阪市大正区鶴町3丁目地先
廃棄物埋立護岸（有料廃棄物埋立護岸のうち有料のものをいう。以下同じ。）を除く。）	夢洲地区F廃棄物埋立護岸 夢洲地区G廃棄物埋立護岸 夢洲地区H廃棄物埋立護岸	大阪市此花区夢洲東1丁目地先 同上 同上
有料廃棄物埋立護岸	新島地区北廃棄物埋立護岸 新島地区東廃棄物埋立護岸 新島地区南廃棄物埋立護岸 新島地区西廃棄物埋立護岸	阪神港大阪区第6区 同上 同上 同上

別表第2（第8条関係）

施設の種類		負荷重量
岸壁	常吉岸壁	3,000 キログラム
	北港岸壁	2,000
	桜島岸壁	2,500（ただし、西側260メートルについては2,000）
	梅町岸壁	2,000
	梅町西岸壁	1,600
	北港白津岸壁	2,000
	安治川突堤北岸壁	1,000
	安治川突堤西岸壁	1,000
	安治川突堤南岸壁	1,000
	安治川第1号岸壁	2,000
	安治川第2号岸壁	2,000
	安治川第3号岸壁	2,000
	天保山東岸壁	500
	天保山岸壁	2,000
	天保山西岸壁	1,000
	中央突堤北岸壁	2,000
	第1号岸壁	2,000
	第2号岸壁	2,000
	第3号岸壁	2,000
	第5号岸壁	2,000
	第6号岸壁	2,000
	第7号岸壁	2,000
	第8号岸壁	2,000
	第10号岸壁	船席52及び54 上記以外
	第11号岸壁	2,000
	大正第1突堤西岸壁	2,000
	大正第1突堤南岸壁	2,000
	大正第1突堤北岸壁	2,000
	鶴浜岸壁	2,000
	鶴浜南岸壁	2,000
	A岸壁	3,000
	B岸壁	3,000
	D岸壁	3,000
	E岸壁	3,000
	F7岸壁	1,000
	F8岸壁	1,000
	G岸壁	2,000
	I岸壁	2,000

	J岸壁	2,000	
	K岸壁	2,000	
	R岸壁	船席R-1	2,000
		上記以外	3,000
	南港C6岸壁	2,000	
	南港C7岸壁	2,000	
	南港1・2区西南岸壁	2,000	
	オズ岸壁	2,000	
	国際フェリー岸壁	2,000	
荷さばき地	オズ船客荷さばき地	300	
	上記以外	2,400	
上屋		2,400	
コンテナ用電源設備		2,400	
貯炭場		2,400	
物揚場		2,000	
護岸		1,000	

備考 この表において「船席」とは、港内で荷役を行うために船が停泊する場所をいう。

別表第3（第10条関係）

車両の諸元	最高限度
幅	2.5メートル
高さ	4.1メートル
長さ	17メートル
最小回転半径	12メートル
総重量	44トン
軸重	10トン

別表第4（第12条関係）

施設の種類	守るべき事項
岸壁	(1) 船舶係離の操作は、本市職員立会いの上行うこと。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 (2) 船舶に係留しようとするときは、船体を岸壁に並行させた後、係留索によりこれを引き寄せその船橋に係留標識N旗（夜間は青灯1個）と相対させて係留すること (3) 火災その他の事由により他のものに危険を及ぼすおそれがある事故が発生したときは、速やかに離岸する等適当な処置をとること (4) 天候が悪化する徴候があるときは、離岸する等適当な処置をとること (5) げん側排せつ管と岸壁防げん材との接触を防ぐため、適当な防げん具を使用すること (6) 潮の干満に応じて係留索を調整すること (7) 本船のげん側には、2隻以上の船舶を並行して係留し、又は本船の前後部に接近して船舶に係留しないこと (8) ひき船を使用すること。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
係船浮標	(1) 係船浮標の周囲50メートル以内にいかりを下ろさないこと (2) 係船浮標から離れるときは、浮標主鎖をつり上げたままびょう鎖又は係留索を急激に放たないこと (3) 係留中試運転をするときは、浮標主鎖に急激な力がかからないようにすること (4) 隣接の係船浮標に係留する船舶に接触するおそれのあるときは、適当な処置をとること (5) 火災その他の事由により他のものに危険を及ぼすおそれがある事故が発生したときは、速やかに係船浮標から離れる等適当な処置をとること (6) 天候が悪化する徴候があるときは、係船浮標から離れる等適当な処置をとること (7) ひき船を使用すること。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
ドルフィン	(1) 船舶に係留しようとするときは、ドルフィン側のげんていを格納すること

	(2) 火災その他の事由により他のものに危険を及ぼすおそれがある事故が発生したときは、速やかにドルフィンから離れる等適当な処置をとること (3) 天候が悪化する徴候があるときは、ドルフィンから離れる等適当な処置をとること (4) げん側排せつ管とドルフィン防げん材との接触を防ぐため、適当な防げん具を使用すること (5) 潮の干満に応じて係留索を調整すること (6) 本船のげん側には、2隻以上の船舶を並行して係留し、又は本船の前後部に接近して船舶に係留しないこと (7) ドルフィンの周囲50メートル以内にいかりを下ろさないこと (8) ドルフィンから離れるときは、浮標主鎖をつり上げたままびょう鎖又は係留索を急激に放たないこと (9) 係留中試運転をするときは、浮標主鎖に急激な力がかからないようにすること (10) 隣接のドルフィンに係留する船舶に接触するおそれのあるときは、適当な処置をとること (11) ひき船を使用すること。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
荷役機械	市長が定めるところにより荷役機械の使用状況について報告すること
重量物用橋型起重機	(1) 作業の開始前及び終了後に、当該重量物用橋型起重機の点検を行うこと (2) 作業終了後、速やかに第8号様式による使用報告書を市長に提出すること
荷さばき地、上屋及びコンテナ用電源設備	貨物の回転を促進する等施設の有効な利用を図ること
木材整理場	木材が流出しないよう適当にいかだ組みをして係留し、使用区域外に木材が流出したときは、速やかにこれを収容すること
旅客乗降用渡橋	(1) 旅客の安全を図り、船舶の損傷を防止するため、監視員を配置して常に架設状況に注意すること (2) 運転にあたっては、運転経験のある者を従事させ、その氏名を事前に市長に届け出ること (3) 使用終了後は所定の位置に返還すること
有料浮棧橋	(1) 火災その他の事由により他のものに危険を及ぼすおそれがある事故が発生したときは、速やかに有料浮棧橋から離れる等適当な処置をとること (2) 天候が悪化する徴候があるときは、有料浮棧橋から離れる等適当な処置をとること (3) げん側排せつ管と有料浮棧橋防げん材との接触を防ぐため、適当な防げん具を使用すること
物揚場	(1) 船舶に係留しようとするときは、船体を物揚場に並行させた後、係留索によりこれを引き寄せその船橋に係留標識N旗（夜間は青灯1個）と相対させて係留すること (2) 火災その他の事由により他のものに危険を及ぼすおそれがある事故が発生したときは、速やかに物揚場から離れる等適当な処置をとること (3) 天候が悪化する徴候があるときは、物揚場から離れる等適当な処置をとること (4) げん側排せつ管と物揚場防げん材との接触を防ぐため、適当な防げん具を使用すること (5) 潮の干満に応じて係留索を調整すること (6) 本船のげん側には、2隻以上の船舶を並行して係留し、又は本船の前後部に接近して船舶に係留しないこと

別表第5（第13条関係）

施設の種類	等級	適用基準
荷さばき地	特級	昭和50年12月1日以後に供用開始した荷さばき地のうち舗装されたもの
	1級	昭和50年12月1日以後に供用開始した荷さばき地のうち未舗装のもの（此花区（北港白津に限る。）及

		び住之江区（南港北、南港中、南港東及び南港南（以下「南港地区」という。）に限る。）を除く。）及び昭和50年11月30日以前に供用開始した荷さばき地のうち住之江区（南港地区に限る。）の舗装されたもの（上屋周辺のものを除く。）
	2級	昭和50年12月1日以後に供用開始した荷さばき地のうち此花区（北港白津に限る。）及び住之江区（南港地区に限る。）の未舗装のもの並びに昭和50年11月30日以前に供用開始した荷さばき地のうち港区（海岸通、港晴、福崎、市岡及び南市岡（以下「尻無川右岸地区等」という。）を除く。）のもの及び住之江区（南港地区に限る。）のもの（1級のものと及び3級のものを除く。）
	3級	昭和50年11月30日以前に供用開始した荷さばき地のうち港区（尻無川右岸地区等に限る。）及び大正区（鶴町を除く。）のものと並びに住之江区（南港地区に限る。）の未舗装のもの
	4級	昭和50年11月30日以前に供用開始した荷さばき地のうち此花区、大正区（鶴町に限る。）及び住之江区（南港地区を除く。）のもの
上屋	高床式・特級	平成7年4月1日以後に整備（直近に行った整備をいう。以下同じ。）をした住之江区の高床式上屋
	低床式・特級	平成7年4月1日以後に整備をした住之江区の低床式上屋
	高床式・1級	住之江区の高床式上屋（高床式・特級のものを除く。）及び住之江区以外の高床式上屋
	低床式・1級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いものと及び同年4月1日以後に整備をした住之江区以外の低床式上屋
	低床式・2級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋（低床式・1級のものを除く。）及び同日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの
	低床式・3級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち前面水際線に大型の船舶に係留できるもの（低床式・2級のものを除く。）
	低床式・4級	昭和40年4月1日から平成7年3月31日までに整備をした住之江区以外の低床式上屋（低床式・2級及び低床式・3級のものを除く。）
	低床式・5級	昭和40年3月31日以前に整備をした低床式上屋（低床式・2級及び低床式・3級のものを除く。）
船客上屋	1級	平成元年4月1日以後に整備をした船客上屋
	2級	平成元年3月31日以前に整備をした船客上屋
青果物上屋	1級	安治川2号上屋
	2級	安治川11号上屋
荷さばき施設附設事務所	特級	昭和50年11月1日以後に整備をした事務所
	1級	昭和45年4月1日から昭和50年10月31日までに整備をした事務所及び昭和45年3月31日以前に整備をした事務所のうち年次・物流機能の高い荷さばき施設に附設するもの
	2級	昭和45年3月31日以前に整備をした事務所（1級のものを除く。）

備考 上屋周辺の荷さばき地（舗装されたものに限る。）については、この表の規定にかかわらず、次に掲げる基準により等級を決定する。

- (1) 上屋の前面底下部分（底が出入口の部分だけの場合を除く。）については特級とする。
- (2) 昭和50年12月1日以後に供用開始した荷さばき地のうち上屋前面のものについては特級とし、上屋側背面のものについては1級とする。
- (3) 昭和50年11月30日以前に供用開始した荷さばき地のうち上屋側背面のものについてはこの表に定める等級より1級降級する。

別表第 6（第13条関係）

名称	位置	等級
南港J地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南6丁目	2級
南港K地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南7丁目	3級
南港R地区荷さばき地	大阪市住之江区南港北3丁目	2級
南港中心頭南地区荷さばき地	大阪市住之江区南港中7丁目	2級
北港白津地区荷さばき地	大阪市此花区北港白津1丁目	3級

(裏)

船名										IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)															
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量										入港予定港における船積貨物の種類・数量														
	入港予定港					(種類)					(数量)					(種類)					(数量)				
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)																								
危険物情報						品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)					こん包の数・正味重量					船舶内の積付け位置									
	入港時																								
	出港時																								
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号																								
	危険物荷役期間																								
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで																								
保障契約情報	保障契約締結の有無 〔有・無〕					保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)																			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項					①保険者等の氏名又は名称																			
						②保障契約の証書の番号																			
						③保障契約の有効期間																			
						④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか					〔なっている・なっていない〕														
						⑤保障限度額																			
	過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 〔有・無〕																								
備考	(岸壁又は物揚場と一体として使用する荷さばき地)																								
	使用者名										施設名					岸壁(船席：)・物揚場									
	前受		着岸前		月 日 時 分から 月 日 時 分まで							使用面積 m ²					主な品名								
	滞貨		離岸後		月 日 時 分から 月 日 時 分まで							使用面積 m ²					主な品名								

注1 入港前手続様式(その1)については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。

注2 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。

注3 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符字)のみ記載すること。

注4 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。

注5 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。

注6 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。

注7 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。

注8 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。

注9 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。

注10 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。

イ コンテナ搬送用台車置場・荷さばき施設附設事務所・貯炭場用

港湾施設(コンテナ搬送用台車置場・荷さばき施設
附設事務所・貯炭場)使用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
申請者 氏名印
電 話
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、港湾施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の種類	1コンテナ搬送用台車置場 2荷さばき施設附設事務所 3貯炭場		使用区分	
			1 一般	2 専用
施 設 名	場 所	面 積	期 間	目 的
	区 丁目 番 号	m ²	年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	
	区 丁目 番 号		年 月 日から 年 月 日まで	

- 備考 1 施設の種類及び使用区分ごとに記載してください。
2 使用について必要な書類を添付してください。
3 該当事項は、○印で囲んでください。

ウ 荷役機械用

荷役機械使用許可申請書			
年 月 日			
大阪市長 様			
住所 申請者氏名 電話 (法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)			
大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、荷役機械の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
申請者コード			
施設コード		荷役機械名称	
信号符字 (コールサイン等)		船名	
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
備考	使用区分(一般・専用) 運転者 所属会社名() 氏名 ()		

※ 備考欄において、使用区分の該当事項を○印で囲み、運転者の所属会社名、氏名及び使用目的を記入して下さい。

エ 上屋・荷さばき地用

港湾施設(上屋・荷さばき地)使用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所

申請者 氏 名

電 話

(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、港湾施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者コード		施 設 の 種 類	1 上屋 2 荷さばき地
施 設 コード		施 設 名 称	
使 用 面 積	m ²	使 用 区 画 (区画名)	
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード	品 名	個数・トン数
備 考	使用区分(一般・専用)		

※ 該当施設番号を○印で囲み、施設の種類ごとに記載してください。

※ 備考欄において、使用区分の該当事項を○印で囲み、使用目的を記入して下さい。

オ コンテナ用電源設備用

コンテナ用電源設備使用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所
氏 名
電 話
〔法人にあつては事務所の所
在地、名称・代表者氏名〕

大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、コンテナ用電源設備の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者コード			
施設コード		施設名称	
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
コンテナ番号			
コンテナ種別	1 20フィートコンテナ(長さが6.1メートル以下のもの) 2 40フィートコンテナ(長さが6.1メートルを超えるもの)		
備 考			

※ コンテナ種別の欄において、該当事項を○印で囲んでください。
※ 他のコンテナの上部に積み重ねて使用するときは、その旨を備考欄に記入してください。

カ 旅客乗降用渡橋用

旅客乗降用渡橋使用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者

住所
氏名
電話
〔法人にあっては事務所の所
在地、名称・代表者氏名〕

大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、旅客乗降用渡橋の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者コード						
港 湾 名						
船 名						
信号符字(コールサイン)等						
係 留 施 設 名						
施 設 コ ー ド						
利用希望施設	旅客乗降用渡橋(固定) 旅客乗降用渡橋(移動)					台 台
利用予定日時	着岸から離岸まで	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
	着岸時	(開始)	月	日	時	分
		(終了)	月	日	時	分
離岸時	(開始)	月	日	時	分	
	(終了)	月	日	時	分	
その他	(開始)	月	日	時	分	
	(終了)	月	日	時	分	
備 考						

キ 木材整理場用

木材整理場使用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所
氏名印
電 話
〔法人にあつては事務所の所
在地、名称・代表者氏名 〕

大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、木材整理場の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

場 所	
面 積	m ²
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

ク 船舶給水施設用

船舶給水施設使用許可申請書	
年 月 日	
大阪市長 様	
申請者	住 所 氏 名 電 話 〔法人にあっては事務所の所 在地、名称・代表者氏名〕
大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、船舶給水施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
【外航・内航】	
港 湾 名	
申 請 者 コ ー ド	
船 名	
信号符字(コールサイン)等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 水 量	(飲料水) m ³ (その他) m ³
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 コ ー ド	
備 考	

ケ 有料廃棄物埋立護岸用

有 料 廃 棄 物 埋 立 護 岸 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所
氏名印
電 話
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)



大阪市港湾施設条例第4条第1項の規定により、有料廃棄物埋立護岸の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施 設 名 称	
廃棄物の種類	
廃 棄 物 の 量 (予 定)	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	
備 考	

ア 臨港道路等用

前占用許可		大阪市指令港湾第 号	
		年 月 日	
臨港道路等占用許可申請書(新規・継続・変更)			
年 月 日			
大阪市長 様		住 所	
申請者		氏名印	
		電 話	
		(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)	
大阪市港湾施設条例第4条第2項の規定により、臨港道路等の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
占用の目的			
占用の場所	場 所	車道・歩道・その他	
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施の方法
道路の復旧方法			添付書類
備 考			
添付書類 1 位置図、平面図、構造図、縦断面図、横断面図、工程表、仕様書、復旧方法、占用理由書及び利用計画書その他必要書類			
2 草木に影響する場合には、草木の名称・数量・形状(高さ、幹回り)記入図			

イ 運河用

運河占用許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所
氏名印
電 話
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

大阪市港湾施設条例第4条第2項の規定により、運河の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

種 類	1 工作物等の築造を伴う占用 2 工作物等の築造を伴わない占用	面 積	m ²
施 設 名 及 び 場 所	1 天保山運河 港 区 2 福 島 堀 大正区	丁 目	番地先
目 的			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
新 規 継 続 別	新規 ・ 継続	前 占 用 許 可	年 月 日 大阪市指令港湾第 号

備考 1 該当事項は、○印で囲んでください。
2 場所等を示す図面その他必要書類を添付してください。
3 工作物その他の物件を築造して占用しようとするときは、理由書、仕様書、設計書及び図面その他必要な書類を添付してください。

ウ 臨港緑地用

前占用許可		大阪市指令港湾第 号 年 月 日	
臨港緑地占用許可申請書（新規・継続・変更）			
大阪市長 様		年 月 日	
申請者		住 所 氏名印 電 話 （法人にあっては事務所） の所在地、名称・代表者氏名	
大阪市港湾施設条例第4条第2項の規定により、臨港緑地の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
占用の目的			
占用の場所			
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件の 構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施の 方法
緑地の復旧 方法			添付書類
備 考			

添付書類 1 位置図、平面図、構造図、縦断面図、横断面図、工程表、仕様書、復旧方法、占用理由書及び利用計画書その他必要書類
2 草木に影響する場合には、草木の名称・数量・形状（高さ、幹回り）記入図

第4号様式（第6条関係）

中央突堤臨港緑地駐車場	
入庫日	入庫時刻
駐車整理券	

備考

- 1 寸法は、縦8.5センチメートル、横5.65センチメートルとする。
- 2 地色は白色とし、黒色刷りとする。

工作物等設置等許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者

住 所
氏名印
電 話
(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

大阪市港湾施設条例第8条の規定により、工作物等の設置、廃止又は変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

場 所	区 丁 目 番 号
施 設 名	
工作物等の名称	
目 的	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 請 負 人	担当者氏名 電 話 番 号
電 話 番 号	
工 事 費	円

備考 仕様書、設計書及び図面その他必要な書類を添付してください。

行為許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所

(法人にあっては主たる事務所の所在地)

ふりがな

申請者 氏名印

生年月日 年 月 日

(法人にあってはその名称並びに代表者の氏名印、ふりがな及び生年月日)

電 話

大阪市港湾施設条例第11条第1項の規定により、行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

場 所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
面 積	m ²
期 間	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
その他参考となるべき事項	

※ 確認事項(確認されましたら、口にレを入れてください。)

☐ この申請に係る行為の目的及び内容は、暴力団の利益になるものではありません。

注意 1 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。

2 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

ア 臨港道路等工事施行用

臨港道路等工事施行許可申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所

(法人にあっては主たる事務所の所在地)

ふりがな

申請者 氏名印

生年月日 年 月 日

(法人にあってはその名称並びに代表者の氏名印、ふりがな及び生年月日)

電 話

大阪市港湾施設条例第11条第3項の規定により、工事施行の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 種 別			
場 所			
目 的			
施 工 面 積	㎡		
箇 所 数	箇所	草木の本数	本
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 請 負 人	担当者氏名 電 話 番 号		

遵守事項

1 工事に要する費用は申請者が負担し、出来形は大阪市に帰属するものとします。

2 本施設が不要になった場合は、申請者の費用負担により原状に復旧します。

添付書類 1 位置図、平面図、縦断面図、横断面図、工程表、仕様書、復旧方法、理由書その他必要書類

2 草木に影響する場合には、草木の名称・数量・形状(高さ、幹回り)記入図

※ 確認事項(確認されましたら、□にレを入れてください。)

☐ この申請に係る工事の施行は、暴力団の利益になるものではありません。

注意 1 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。

2 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

イ 特殊車両通行用

特殊車両通行許可申請書(新規・継続・変更)

年 月 日

大阪市長 様

住 所
(法人にあっては主たる事務所の所在地)
ふりがな
申請者 氏名印
生年月日 年 月 日
(法人にあってはその名称並びに代表者の氏名印、ふりがな及び生年月日)
電 話

大阪市港湾施設条例第11条第3項の規定により、車両の通行の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

車両の型式及び構造					番号標に表示されている番号		
車 両 諸 元	幅	総重量	軸重	輪荷重	積 載 貨 物	品名	容積(寸法)
	m	kg	kg	kg			
	高さ	長さ	最小回転半径	最遠軸距		形状	特殊性
	m	m	m	m			
通行期間		年 月 日から 年 月 日まで					
通行時間		時 分から 時 分まで					
運行休止中の待避場所							
運行経路	出発地		経由地		目的地		
	通行する道路						
前通行許可		年 月 日・大阪市指令港湾第 号					

※ 確認事項(確認されましたら、□にレを入れてください。)

☐ この申請に係る特殊車両の通行は、暴力団の利益になるものではありません。

注意 1 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。
2 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

重量物用橋型起重機使用報告書

年 月 日

大阪市長 様

報告者

住所
氏名印
電話
〔法人にあっては事務所の所
在地、名称・代表者氏名〕

使用年月日	年 月 日 天候()			
使用場所		船種・船名		
		取扱貨物		
		取扱量		
使用機種				
運転者所属会社名				
運転者氏名				
使用時間	時分 : ~ :	計時間分 :	時分 時分 : ~ :	計時間分 :
休憩時間等	: ~ :	:	: ~ :	:
	: ~ :	:	: ~ :	:
	: ~ :	:	: ~ :	:
	: ~ :	:	: ~ :	:
	: ~ :	:	: ~ :	:
差引使用時間		:		:
点検状況				

第 1 号様式 (第 5 条関係)
第 2 号様式 削除
第 3 号様式 (第 5 条関係)
第 4 号様式 (第 6 条関係)
第 5 号様式 (第 7 条関係)
第 6 号様式 (第 10 条関係)
第 7 号様式 (第 10 条関係)
第 8 号様式 (第 12 条関係)